栗東市マスコットキャラクター「くりちゃん」デザイン等使用取扱要項

（趣旨）

第1条　この要項は、栗東市のマスコットキャラクターである「くりちゃん」（以下「マス

コットキャラクター」という。）の知名度を上げ、ひいては栗東市のPRになる活動を実施することにより、効果的に栗東市の魅力を発信することを目的としてマスコットキャラクターのデザイン等の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（デザイン）

第2条　マスコットキャラクターの基本デザインは、別図1のとおりとし、運用においてはデザインを変更して使用することができる。

（権利）

第3条　マスコットキャラクターに関する著作物（キャラクターの名称、表情、姿勢、服装

およびのその色彩等を変更することにより創作されるキャラクターの本質的特徴を直接感得できる著作物すべてを含む。）のすべての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条および第28条に掲げる権利を含む。)および使用権は栗東市に帰属する。

（使用承認申請等）

第4条　マスコットキャラクターのデザイン（着ぐるみの写真も同様とする）を使用する場合は、あらかじめ栗東市のマスコットキャラクター使用申請書（様式第1号）を栗東市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、栗東市の事業等で使用する場合は使用届出書（様式第2号）を提出すること。

2　栗東市長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

(1)栗東市の信用または品位を害すると認められる場合

 (2)消費者や利用者の利益を害すると認められる場合

　(3)特定の政治、思想または宗教等の活動に関すると認められる場合

　(4)法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあると認められる場合

　(5)営業または販売物に使用する場合。ただし、あらかじめ栗東市と協議し、許諾を得たものは除く。

　(6)その他、栗東市長が不適切であると判断した場合

3　前項の承認は、栗東市マスコットキャラクター使用承認通知書（様式第3号）もって通知する。

（使用料）

第5 条　マスコットキャラクターの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条　マスコットキャラクターを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(1)定められたデザインなどを正しく使用すること。

　(2)キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

　(3)使用期間を遵守すること。

 (4)原則として、マスコットキャラクターの下部に｢くりちゃん｣と表記すること。

 (5)承認された用途のみに使用し、栗東市長が付した条件・指示に従うこと。

（見本品の提出）

第7条　マスコットキャラクターのデザインの使用承認を受けた者は、当該承認に係る見本品等を速やかに栗東市長に提出しなければならない。ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

（承認内容の変更の申請）

第8条 マスコットキャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、栗東市のマスコットキャラクター使用承認変更申請書（様式第4号）を栗東市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、栗東市マスコットキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第3号）をもって行う。

3　変更申請の承認後についても、第4条の規定を遵守しなければならない。

（承認の取り消し）

第9条　栗東市長は、マスコットキャラクターの使用がこの要領又は承認内容に違反していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

2　前項の承認の取り消しは、栗東市マスコットキャラクター使用承認取消通知書（様式第5号）をもって通知する。

3　本条第２項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示をしてはならない。

（責任の制限）

第10条　前条の規定により、マスコットキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、栗東市はその責めを負わない。

2　マスコットキャラクターの使用承認を受けた者がマスコットキャラクターの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、栗東市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（庶務）

第11条　マスコットキャラクターに関する事務は秘書広報課内において処理する。

（補則）

第12 条　この要項に定めるもののほか、マスコットキャラクターの使用に関して必要な事項は、栗東市長が別に定める。

附則

　この要項は、平成26年9月25日から施行する。

　この要項は、平成28年4月28日から施行する。

　この要項は、平成29年4月1日から施行する。

　この要項は、平成31年4月1日から施行する。

別図1

